

板橋区住宅リフォーム支援事業制度要綱

(平成17年2月25日区長決定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、区民の円滑な住宅リフォームを支援するため、板橋区（以下「区」という。）が協定金融機関及び登録事業者と協力及び連携し、公正、中立な立場で区民が安心して住宅リフォームができる制度の整備及び実施に必要な事項を定め、併せて良質なストックとしての住宅の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 板橋区住宅リフォーム支援事業（以下「支援事業」という。）

この要綱で定めるところに従って行われる板橋区リフォーム事業者登録事業、板橋区リフォーム融資紹介事業、リフォーム相談・情報提供サービス、リフォーム講習会及びその他リフォームを促進する事業をいう。

(2) 板橋区リフォーム事業者登録事業（以下「登録事業」という。）

区内リフォーム事業者に対して区への登録を促し、区民が安心してリフォーム工事を依頼することができる仕組みと環境を整備するとともに、登録事業者の育成を図る事業をいう。

(3) 板橋区リフォーム融資紹介事業（以下「紹介事業」という。）

この要綱で定めるところにより、区が協定金融機関と提携及び協力して実施する事業で、リフォームに必要な資金融資を協定金融機関から区民が受ける場合に、金利等で優遇適用を受ける事業をいう。

(4) リフォーム相談・情報提供サービス

区、リフォーム事業者及び協定金融機関が連携及び協力し、この要綱の目的達成のために行うア又はイによる業務をいう。

ア リフォーム事業者から提供された情報及び住宅リフォームに関する知識等のインターネット等による区民への提供

イ 窓口、電話等によるリフォームに関する相談及び助言

(5) リフォーム講習会

この要綱の目的達成のため、区が区内リフォーム事業者、金融機関及び関連団体と連携及び協力し、リフォームに関する知識及び意識の向上のために、区民又は区内リフォーム事業者を対象として実施される講習会をい

う。

(6) リフォーム事業者

住宅リフォーム（住宅の増築、改築、修繕又は模様替えをいい、住宅設備に係るものを含むものとする。以下同じ。）の設計又は施工を行う事業者及びこれらの事業者を代理店等に持つ法人をいう。

(7) 登録事業者

この要綱で定めるところに従って行われる登録事業により、区に登録された区内リフォーム事業者をいう。

(8) 協定金融機関

この要綱で定めるところに従って区と協定を締結した金融機関をいう。

(事業主体)

第3条 区は、支援事業を総括し、それぞれの事業について主体となって施行する。

2 登録事業は、区が主体となって施行する。

3 融資紹介事業は、区と連携及び協力して協定金融機関がその融資内容について主体となって施行する。

第2章 板橋区リフォーム事業者登録事業

(登録対象リフォーム事業者)

第4条 登録事業の登録の対象となるリフォーム事業者は、区内に本店、支店又は営業所を有するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) リフォーム事業者が個人事業主にあつては住民税及び個人事業税、法人事業主にあつては法人税又は法人事業税を滞納していない者

(2) 区との契約について指名停止を現に受けていない事業者

(3) 事業実績が3年以上の事業者

(4) 暴力団等と関係していない事業者

(登録の申込)

第5条 登録事業の申込みをしようとするリフォーム事業者（以下「登録申込者」という。）は、板橋区リフォーム事業者登録申込書（以下「登録申込書」という。）（別記様式1）に次の書類を添えて、区に申請する。

(1) 登録申込者が法人事業主にあつては、法人税及び法人事業税の領収書又は納税証明書

(2) 登録申込者が個人事業主にあつては、住民税及び個人事業税の領収書又は納税証明書

- (3) 登録申込者が法人事業主にあつては、登記簿謄本（全部事項証明書）の写し
- (4) 登録申込者が個人事業主にあつては、実務経歴書（別記様式2）
- (5) 暴力団関係者でない旨、住宅リフォーム事業者倫理憲章及びこの要綱で定める事項を遵守することの誓約書（別記様式3）
- (6) その他都市整備長が必要と認める書類

（登録の拒否）

第6条 区は、登録申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を拒否するものとする。

- (1) 第4条に規定する要件を欠く者
- (2) 虚偽の事実に基づき登録の申込みを行った者
- 2 登録申込書に記載された事項又はその他の事項について内容の確認が必要である場合、登録申込者に対し証明書等の提出を求めることができる。
- 3 前項の証明書等の提出がなされない場合、区は、登録を拒否することができる。
- 4 区は、前条に定める調査において、登録が相応しくないと判断したときは、登録を拒否することができるものとする。
- 5 区は、登録を拒否する場合においては、登録申込者にその旨を通知するものとする。

（登録の実施）

第7条 区は、第5条の規定により登録の申込みを受けた場合には、前条の規定により登録を拒否する場合を除くほか事業者の登録を行い、登録証（別記様式4）を送付する。

- 2 区は、同項の規定により登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）に対しリフォーム関連情報を提供する。

（登録の有効期間）

第8条 登録の有効期間は、登録日から3年間とする。ただし、登録初年度については当該年度の3月31日までとする。

（登録事業者の責務）

第9条 登録事業者は、一般社団法人住宅リフォーム推進協議会が定める「住宅リフォーム事業者倫理憲章」及びこの要綱を遵守し、それぞれの業態に応じた適切な事業者行動をとらなければならない。

- 2 登録事業者は、1年に1回、区に対し、実績の報告をしなければならない。

(登録申込者及び登録事業者についての調査)

第 10 条 区は、登録申込者及び登録事業者について、申込み及び登録の内容について必要がある場合は、実態を確認する等の調査を行う。

(登録内容の変更)

第 11 条 登録事業者は、登録内容の変更が生じた場合は、遅滞なく板橋区リフォーム事業者登録変更申請書（別記様式 5）により変更内容を区に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、変更が生じた日から 30 日以内に申請するものとする。

(登録辞退の届出)

第 12 条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、板橋区リフォーム事業者登録辞退届（別記様式 6）を区に届け出るものとする。

- (1) リフォーム事業又は区内の支店若しくは営業所を廃止しようとする場合
- (2) 本件登録事業による登録を辞退しようとする場合

(登録の継続)

第 13 条 登録事業者は、登録の継続を希望する場合、区が指定する期限までに区に登録の申請をしなければならない。

(登録の取消し)

第 14 条 区は、次の各号のいずれかに該当する場合には、区の登録を取り消すものとする。

- (1) 第 12 条の規定による届出があったとき又は届出がなく同条第 1 号に該当する事実が判明したとき。
- (2) 登録事業者が虚偽の事実に基づき登録の申込み又は変更の届出を行ったことが判明したとき。
- (3) 第 9 条第 2 項の規定による報告及び第 11 条の規定による申請を怠ったとき。
- (4) 区が主催する登録事業者向け講習会の参加調査票提出依頼に対し、その提出を怠ったとき。
- (5) その他区が登録することを相応しくないと判断したとき。

2 区は、前項の規定により登録を取り消した場合には、直ちに登録事業者に通知する。この場合において、通知を受けた登録事業者は、第 7 条第 1 項の規定により送付した登録証を速やかに区へ返却しなければならない。

(損害賠償責任の免責)

第15条 区は、登録事業に登録された情報に関し生じた損害については、一切その責めを負わないものとする。

(区民からの相談等)

第16条 区は、区民から登録事業者についてのリフォーム工事等の相談等があった場合は、必要に応じて適切な情報提供を行うものとする。ただし、あつせん、調停及び仲裁は行わないこととする。

2 区は、登録事業者に関する情報をインターネット等により提供するものとする。ただし、当該情報提供が相応しくないと判断した場合には、これを中断する。

(住宅リフォーム支援者名簿の配布)

第17条 区は、区内登録事業者名等の掲載されている「住宅リフォーム支援者名簿」を、区窓口等区民の閲覧可能な場所で配付する。

第3章 板橋区リフォーム融資紹介事業

(区及び金融機関との協定)

第18条 区及び融資紹介事業により区民にリフォームの資金融資を行う金融機関との間で、次の事項について協定を締結する。

- (1) 金融機関が取り扱うリフォーム関連ローンにおける別表に掲げる対象工事について、融資を受ける区民が優遇される内容
- (2) 協定の期間及び解除
- (3) その他付帯する事項

(周知)

第19条 区は、融資紹介事業による協定金融機関を区民及び登録事業者に対して、広報及び区ホームページ等で広く周知を図らなければならない。

2 協定金融機関は、融資紹介事業による業務をすることについて、区民及び登録事業者に対して広報に努めなければならない。

(融資対象者)

第20条 融資紹介事業により融資を受けることのできる者は、融資を受けようとする協定金融機関の独自審査要件に該当するとともに、別表に掲げる要件に該当する工事について、登録事業者と契約締結をする区民とする。

(金利等の優遇適用)

第21条 前条で定める融資対象者が協定金融機関から融資を受ける場合に適用される金利等の優遇条件は、第18条の規定により区及び協定金融機関の間で締結した協定で定める。

第4章 補則

(報告)

第22条 区は、協定金融機関に対し、融資紹介事業によるリフォームローンの実施状況について報告を求めることができる。

(委任)

第23条 この要綱に定めのない事項については、都市整備部長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年2月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年5月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱による登録を受けているリフォーム事業者については、センターが平成24年3月31日まで運営する「リフォーム支援ネット」に登録されている期間に限り、改正後の要綱の登録事業者とみなす。ただし、この場合において、第14条は適用しない。
- 3 前項により登録事業者とみなす者が、当該期間内に第6条の申請をしない場合、登録を抹消する。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の板橋区住宅リフォーム支援事業制度要綱の規定により登録を受けているリフォーム事業者については、改正後の板橋区住宅リフォーム支援事業制度要綱第7条第1項の規定により登録を受けたリフォーム事業者とみなす。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の板橋区住宅リフォーム支援事業制度要綱の規定により登録を受けているリフォーム事業者については、改正後の板橋区住宅リフォーム支援事業制度要綱第7条第1項の規定により登録を受けたリフォーム事業者とみなす。

別表（第18条・第20条関係）

融資タイプ名	対 象 工 事 要 件
耐震型	(1) 区民が、区内に存する昭和56年以前に建築された木造住宅をリフォームする場合 (2) 住宅の部位のうち、次のいずれかの部位の補強工事を含むリフォーム工事であること。 ・ 屋根 ・ 柱 ・ 梁 ・ 筋交い ・ 基礎
バリアフリー型	(1) 区民が、区内に存する住宅をリフォームする場合 (2) 住宅のうち、次のバリアフリー化が含まれているリフォーム工事であること。 1 車椅子で移動できる幅の廊下の拡幅等 2 住宅の出入り口の拡幅等 3 手すりの取付け 4 段差の解消 5 すべりの防止及び移動の円滑化等のための床材の取替え 6 引戸等への扉の取替え 7 洋式便器等への便器の取替え 8 浴槽の取替え 9 流し洗面台の取替え 10 エレベーターの設置
登録事業者型 (一般)	区民が、区内に存する住宅を上記融資タイプの耐震型及びバリアフリー型の(2)を除いた対象工事要件でリフォームする場合